

奈良県告示第三百一号

（母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。）

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

五五三	指定証番号		
大和高田市永和町八一〇	住所		
下北 玲子	氏名		